



## THAILAND OF INVESTMENT

*WHERE SUCCESS STORIES BEGIN*

e-mail : [phonkrit@boi.go.th](mailto:phonkrit@boi.go.th)

電話 : 02-5538232

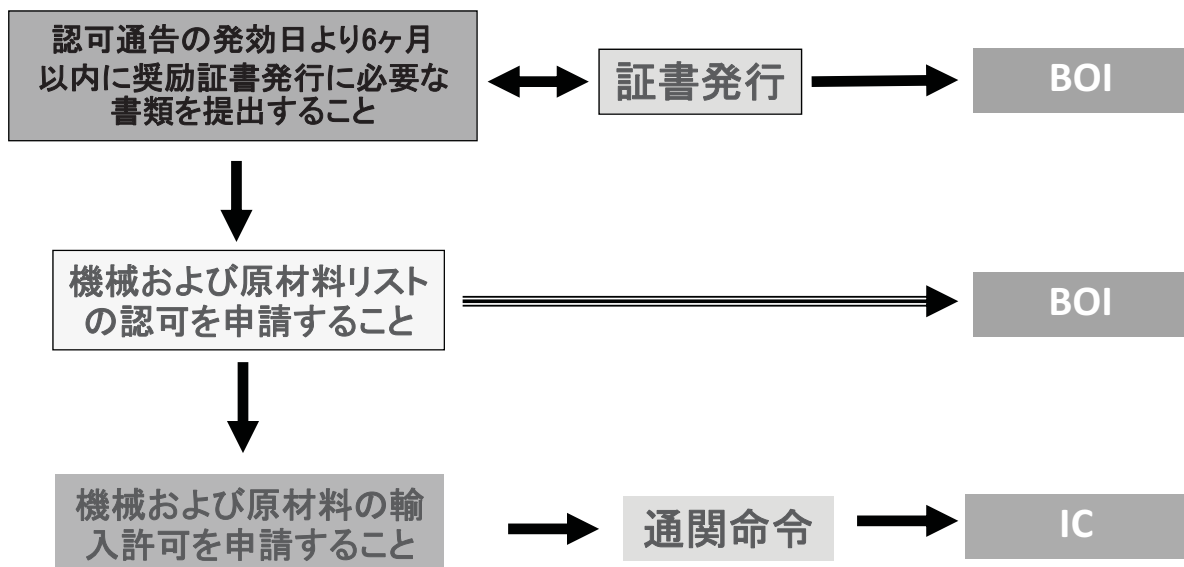
## 議題

1. 恩典行使手続き
2. 機械に関する恩典
3. 定義
4. 機械輸入許可の審査基準
5. 機械輸入期間
6. その他機械関連事項
7. 機械リストの作成 (Master List)



# 恩典行使手続き

## 恩典行使手続き



# 諸申請

1. 機械輸入期間延長の申請45日
2. 抵当権の設定、リース、ハイパーチェス機械の売却、譲渡、寄付許可の申請15日
3. 他の目的に機械使用許可の申請15日
4. 他人に機械を使用させる許可の申請15日
5. 機械の会計処分30日

## eMTを通じての申請

機械リストの認可 60 日間

機械リスト修正の認可 30 日間

機械の通関命令 1 日間

銀行保証使用許可 1 日間

銀行保証許可期間延長許可 1 日間

機械の海外への返送許可 1 日間



## 機械に関する恩典

# 機械に関する恩典

### 第28条

奨励者は委員会の認可により機械の輸入  
関税が免除される。ただし、その機械は

国内で製造または組み立てできる機会ではないこと

品質が海外で製造されたものに近く、量的に  
国内調達できるものではないこと。

Negative List

# 機械に関する恩典

## 第29条

投資委員会が第28条に基づく恩典を付与すべきでないを見た場合、機械の輸入関税を50%減免したり、または関税の減免をしなくてもよい。

輸入関税率が10%または10%以上のものののみ



## 機械および器具の定義

# 定義

機械とは奨励事業やその工場建設に使用しなければならない機械のことを示すが、その構成部分、部品、器具、道具、工場のプレハブを含む。

# 定義

1. 構成部分 (Part and component) とは機械に組み立てる部品であり、ひとつでも分解されるとその機械が動けなくなるものを示す。
2. アクセサリー (Accessory) とは機械は目的にあつたことをするために取り付けるものであり、アクセサリーがなくても動けるが目的通りに動かなくなるのであり、量産のための、金型、金型に類似した ものまたはマスターモールド、ジグ、ツメなどを含む。
3. 器具 (Tool) とは自由にまたは機械と一緒に使われるものを示す。
4. 用具 (Implement) とは製造工程の効率を補助するものを示す。
5. 工場プレハブとは工場に組み立てるための工場のフレームを示す。

# 構成部分



Fan Motor



~~Spare Part for .....~~  
Turbo Charger



Spark Plug



Break Disc

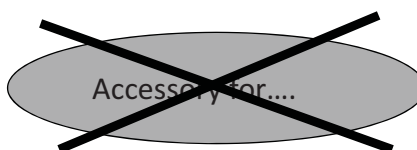


Cylinder Head

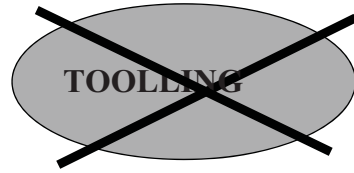


Universal Joint

# アクセサリー



# 器具



# 用具



Cleanroom Suit



Esd Wrist Strap



Esd Wiper

# 工場プレハブ







## 機械および器具の輸入許可 の審査基準



輸入関税免除または減免恩典を申請する機械  
は品質が近く、量的に国内調達でき、国内で製造  
または組み立てされていないもの

Negative Listより検討すること

1. Construction Materials
2. Machinery and Electrical Equipment
3. Machinery, Equipment, Parts and Accessories

# ポー2/2556 (Negative List)

国内で製造または組み立てできない機械リスト

順番	機械名(英語)	機械名(タイ語)	仕様
材木産業			
1	Aligner	アライナ	モーター3馬力、3ライン、作業台12"x71"
2	Bandknives	バンドナイフ	幅8-100mm.
3	Bandsaw Blade	帯鋸の刃	10-260mm.
4	Belt Saw	帯鋸	18"のもので、19"x19"のもの加工ができる。
			24"モーター3馬力
5	Blade	刃	糸鋸用、長さ4"~10"
6	Blade Extension	ブレードエキステンション	2線式(220ボルト)
7	Corner Eraser	Corner Eraser	モーター2馬力、3線式(4個)、モーター1馬力、3線式(1個)



## 輸入関税免除・減免対象の機械 および器具

製品設計、製造、品質管理、積載器具など  
直接奨励事業の製造工程に実際使用される  
機械のみ



### 直接製造に使用されない重要な 機械および器具

工場建設、通信、省エネ、保全、従業員や工場内の安全関連機械・器具は実際の使用により輸入関税免除・減免の対象とする。



### 機械の構成部分およびアクセサリー

例、分けることのできない機械とのセットの形になるネジ、電線などは機械と同様に輸入関税の免除・減免の対象とする。

Slitting Machine with accessory  
Auto Assembly Machine with accessory  
Injection Molding Machine with accessory



## 機械の部品の輸入関税免除・減免

機械と同時に輸入するか否か問わず奨励証書に謳われる期間内に機械の部品に輸入関税の免除・減免をする。また、機械に代替する輸入機械にも輸入関税の免除・減免をする。



## 機械の状態の検討

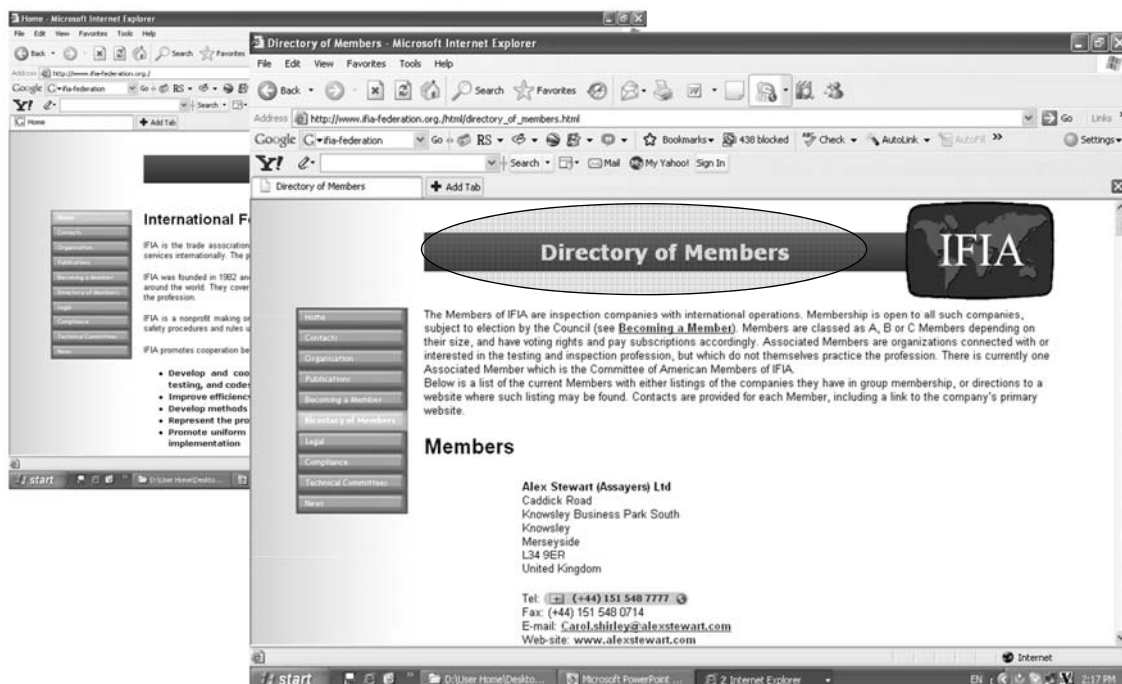
- ❖ 新品ならば、直ちに輸入できる。
- ❖ 中古機械の場合は以下の手続きがある。
  - 奨励申請時にプロジェクトに予定する機械を示さなければならない。ない場合は、プロジェクトを修正しなければならない。
  - 機械は製造年より10年以内で、信頼できる機関から発行された性能保証書がなければならない。
  - 10年以上の機械は修理(Re-condition)され、完璧に稼動できる状態で、信頼できる機関から性能証明書がなければ恩典が付与されない。



信頼できる機関の機械性能証明書は以下の5点について謳わなければならない。

- 修理の状態または残存寿命分析についての報告 ( Re-Conditioned Status or Residual Life Evaluation Results )
- 製造年 ( Year of Manufacture )
- 試運転結果 ( Test Run Result )
- 安全分析および廃棄分析の報告 ( Emission and Safety Report )
- 点検報告書および点検の場所、日付 ( Inspection Report, Date and Place of Inspection )

<http://www.ifa-federation.org/>



# 中古機械の性能証明書

**COTECNA**



CERTIFICATE NO. : 4026/2014  
DATE: 13 MARCH 2014

**INSPECTION CERTIFICATE**

CONSIGNEE : BOI  
DESCRIPTION :

1. USED CNC LATHE MACHINE WITH ACC	2	UNTS
2. USED FILLET ROLLING M/C WITH ACC	1	UNT
3. USED GRINDING MACHINE WITH ACC	1	UNT
4. USED PRESS MACHINE WITH ACC	1	UNT
5. USED INJECTION MOLDING M/C WITH ACC.	2	UNTS
6. USED GRINDING MACHINE	1	UNT
7. USED DYNAMIC BALANCING MACHINE	1	UNT
8. USED PART RECEIVER	1	UNT
9. USED SERVO PRESS	1	UNT
10. USED COORDINATE MEASURING MACHINE	1	UNT

TOTAL QUANTITY : 12 UNTS  
PACKING : UNPACKED, ALL MACHINES WERE OPEARTED IN FACTORY  
COUNTRY OF ORIGIN : JAPAN, CHINA  
PLACE OF INSPECTION : BOI  
2 MOO 8, PHAHOLYOTHIN ROAD, KM.14 TAMBON NIKHOMSAKONG-ENG,  
AMPHOE MUANG, LOPBURI 15000, THAILAND  
DATE OF INSPECTION : 11 MARCH 2014

Upon instruction received from BOI who has mandated Cotecna Inspection (Thailand) Co., Ltd. to attend an inspection for the purpose of inspection for the above mentioned machines.

We have proceeded to such inspection at time and place as here above mentioned, and we declare the following

**Operation Condition**

All system has been witnessed during the test drive after installation and maintenance program and found normal and suitable. The processing of its machine is as attached APPENDIX details.

**Emission and Safety**

At the time of inspection these machines were not caused and pollution to the environment. The subject machines were found to be satisfactory on environmental safety and non-emission result.

# 中古機械の性能証明書

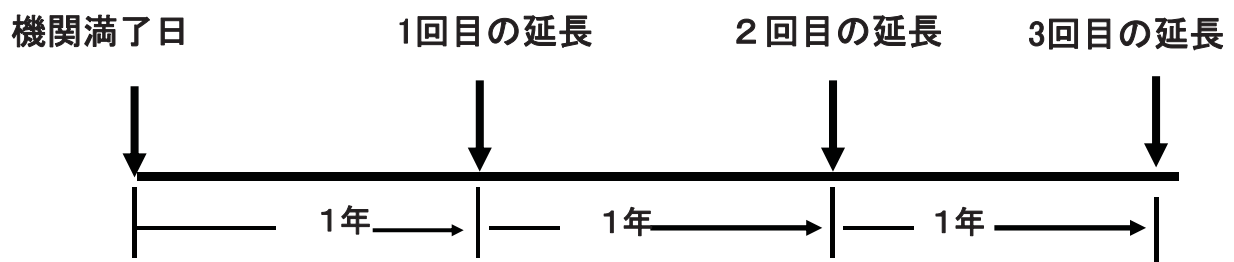
MACHINERIES / EQUIPMENT	DETAILS OF MACHINES						
	MODEL	MANUFACTURER	SERIAL NO.	QTY.	UNIT	MFG.	
1. USED CNC LATHE MACHINE WITH ACC	J-WAVE	TAKAMAZ	970501	1	UNT	2008	
	J-WAVE	TAKAMAZ	970503	1	UNT	2008	
2. USED FILLET ROLLING M/C WITH ACC	AE07-187	RICOH	0002	1	UNT	2008	
3. USED GRINDING MACHINE WITH ACC	MD-450-RDP-RCNC-ANGL	MICRON	6094	1	UNT	2009	
4. USED PRESS MACHINE WITH ACC	HYP505S	J.A.M	40193	1	UNT	2004	
5. USED INJECTION MOLDING M/C WITH ACC.	CND15V	NIIGATA	90375V	1	UNT	1988	
	CND15V	NIIGATA	90376V	1	UNT	1988	
6. USED GRINDING MACHINE	G18-II SB	TSUGAMI	1122	1	UNT	2012	
7. USED DYNAMIC BALANCING MACHINE	BM-6141LN	-	39B-1110	1	UNT	2007	
8. USED PART RECEIVER	PYT-008	-	008	1	UNT	2012	
9. USED SERVO PRESS	JP-504M	JANOME	10-05N0159	1	UNT	2010	
10. USED COORDINATE MEASURING MACHINE	CRYSTA-APEX C544	MITUTOYO	30761111	1	UNT	2008	
				<b>GRAND TOTAL</b>	<b>12</b>	<b>UNTS</b>	





## 機械輸入期間

### 機械の輸入期間延長基準



#### 認可条件

1. 完全操業していないこと。
2. 製造工程を奨励申請した通りにするために輸入する機械のみ認可する。

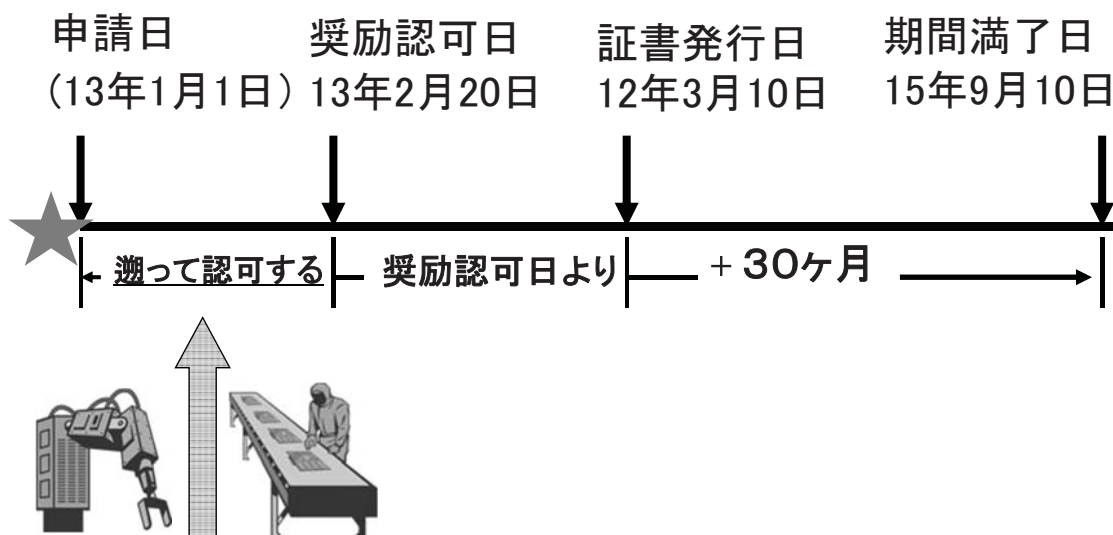
## 1. 遡って機械の輸入期間延長

遡って機械の輸入期間延長は奨励認可日より前に機械を輸入することにより発生するものであり、機会輸入期間に包含されないことになる。

事務局は以下の条件で延長を認可する。

➤機械輸入恩典の付与を奨励申請日よりとする。

## 遡って輸入期間延長の認可







## その他機械関連事項

### 直接申請する事項

1. 機械担保認可の申請
2. ハイヤーパーチェスまたはリース認可の申請
3. 他の目的に機械使用認可の申請
4. 他人に機械使用認可の申請
5. 機械の破壊処分認可の申請
6. 機械売却認可の申請
7. 機械譲渡認可の申請
8. 機械寄付認可の申請
9. 機械会計処分認可の申請

# 機械リストの作成

## システム使用前の準備

1. 新システムのトレーニング受講
2. ICは既存システムの利用者に新システムのトレーニング（ワークショップ）に参加させる。
3. トレーニングにユーザー名とパスワードを受講者に渡す。

# 電子機械恩典システム

(Electronic Machinery Tracking : eMT)

## 業者側にeMT

1. ユーザー名、パスワードをもらい、システム使用するための登録
2. 機械の保証システム
3. 機械リスト作成および機械修正申請
4. 機械の副名称、部品、金型リストのシステム
5. 機械の通関命令の申請
6. 修理/返送認可の申請
7. ユーザーマネジメントおよび業者の権利の定め

## eMT Onlineシステムを通じての機械恩典行使

1. 一般機械リストとは製造に必要な機械リストのことで、たとえば、奨励された製造工程に使用される機械、器具、アクセサリー、測定器、検査機器、用具、工場プレハブ、など。

1.1 本名とは一般機械リストにある機械の名称を示す。

1.2 副名称とは通関のために通関報告で示される機械リストを示す。

2. 部品リストとは一般機械の破損に代替する部品リストを示す。

3. 金型リストとは金型、金型類似アクセサリー、ジグ、金型部品などのリスト。

サービス受領者は関税の還付請求をするために機械の通関命令を機械輸入期間満了日より1年以内に行うこと。

# eMT Onlineシステムを通じての機械恩典行使

関税支払に代わる銀行保証の使用許可

1. サービス受領者は関税支払に代わる銀行保証を申請するには認可  
通告に回答済みまたは奨励証書発行済みで、第28条または第29条に基づく  
奇怪の恩典を受け、奇怪の輸入期間が残っている者でなければならない。

2. 関税支払に代わる銀行保証を申請するサービス受領者は電子システ  
ムを通じて関税支払に代わる銀行保証を申請すること。事務局は1時間以内に  
検討する。

3. 事務局は認可日より1年間以下保証を認可するが、さらに1年間で1回  
のみ延長を認可する。奨励者は保証期間満了する前に延長を申請すること。

4. 保証期間が満了した場合、事務局より関税局に通告し、関税を徴収さ  
せる。

Por.4/2556

## 機械リスト

- ❖ 機械リスト作成の申請 (60 勤務日)
- ❖ 機械追加の申請 (30 勤務日)
- ❖ 機械取消の申請 (30 勤務日)
- ❖ 機械数量増加の申請 (30 勤務日)
- ❖ 機械リスト修正の申請 (30 勤務日)
- ❖ 副名称追加の申請 (1 勤務日)

การแก้ไขบัญชีเครื่องจักร

## 機械の修理/返送

- ❖ 機械海外への返送の申請
- ❖ 機械修理に海外へ送る申請
- ❖ 機械修理から返品への切り替えの申請

# 機械リストデータの作成

- ❖ 機械名は英語でなければならない。
- ❖ 機械の明細は明確に英語で示すこと。
- ❖ 機械の数量および単位 ( piece or unit )
- ❖ 機械のステータスを示すこと。基幹機械か否か ( 生産能力の計算を示すこと )
- ❖ Negative List ( Por.2 / 2556 ) に入っているか否か 仕様で説明すること
- ❖ 中古機械はUSED MACHINERY SERIAL NO. YEAR OF MFGを示すこと。
- ❖ 完全セットでない場合、BILL OF MATERIAL (BOM) を添付すること。

## 機械の明細

機械の使用方法を説明すること。  
タイ語で説明すること。たとえば、  
VACUUM SEALER MACHINE  
WASHING MACHINE



## 部品リストデータの作成

- ❖ 部品名は英語でなければならない。
- ❖ 部品明細はタイ語で説明すること。
- ❖ 部品の単位を示すこと。( piece or unit )
- ❖ 国内で製造できる部品は仕様を説明すること。
- ❖ 中古部品は USED SPARE PARTS SERIAL NO. YEAR OF MFG を示すこと。
- ❖ 部品と機械の関連をつけること。

注 部品リストの認可は1勤務日

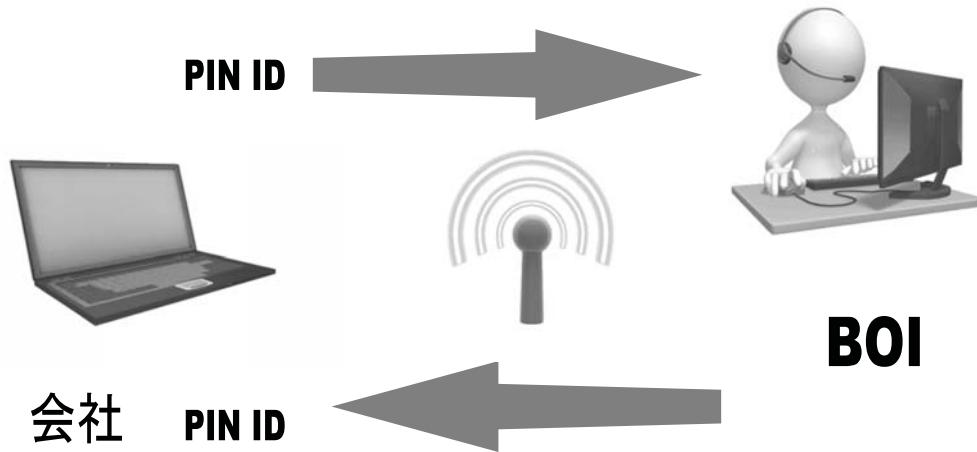
## 金型リストデータの作成

- ❖ 金型の名称は英語でなければならない。
- ❖ 金型明細はタイ語で説明すること。
- ❖ 金型の単位を示すこと。( piece or unit )
- ❖ 国内で製造できる部品は仕様を説明すること。
- ❖ 中古金型はUSED MOLDを示すこと。
- ❖ 金型を製造工程に関連をつけること。

注 金型リストの認可は 1 勤務日

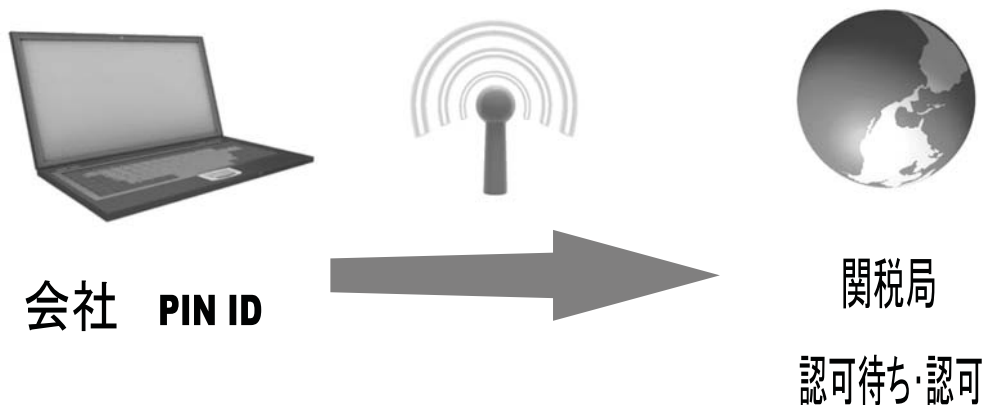
# 機械リストの作成・修正手続き

<http://emt.boi.go.th/emtui>



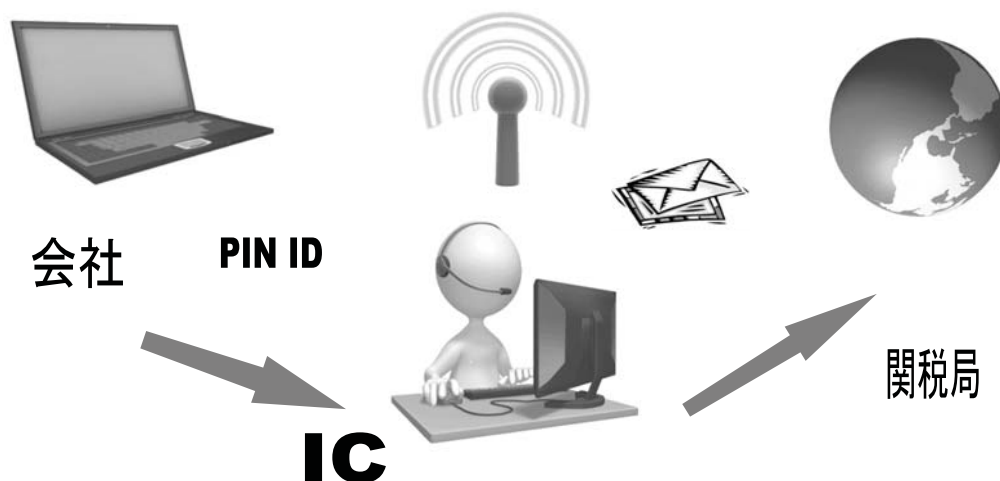
# 機械の通関命令・保証手続き

<http://emt.boi.go.th/emtui>



# 関税の還付請求・保証取消・返送・修理手続き

<http://emt.boi.go.th/emtui>



## 注意事項

### 保証の場合

- ❖ 1回（1年間）のみ延長できる。
- ❖ 保証期間満了前に申請すること。
- ❖ 保証期間内に保証取消申請がなければ、満了したとき、BOIから関税局に通告し、関税を徴収させる。



# 注意事項

## 修理から再輸入する場合

- ❖ 関税局布告第 23/2556号 日付2013年2月19日付件名：  
e-importの通関手続きの手引きにおける78ページには  
以下のことが謳われている。

- ❖ **修理のための再輸入**(Re - Importation Certificate)

関税を全額払われたもので、修理のために海外へ返送し、  
送り出すときに発行された再輸入証明書発効日より1年  
以内に輸入されたものは輸入関税を免除する。

CIF = 修理代

# 注意事項

## 税関NSWの単位

- 製品の単位が重量になっている場合、システムで Quantity Uni Code  
をチェックしない。
- 製品の単位が重量になっていない場合、システムで Quantity Uni Code  
をチェックする。

NSW

EMT ONLINE

C62

PICE OR UNIT

~~SET~~

KGM

ALL UNIT

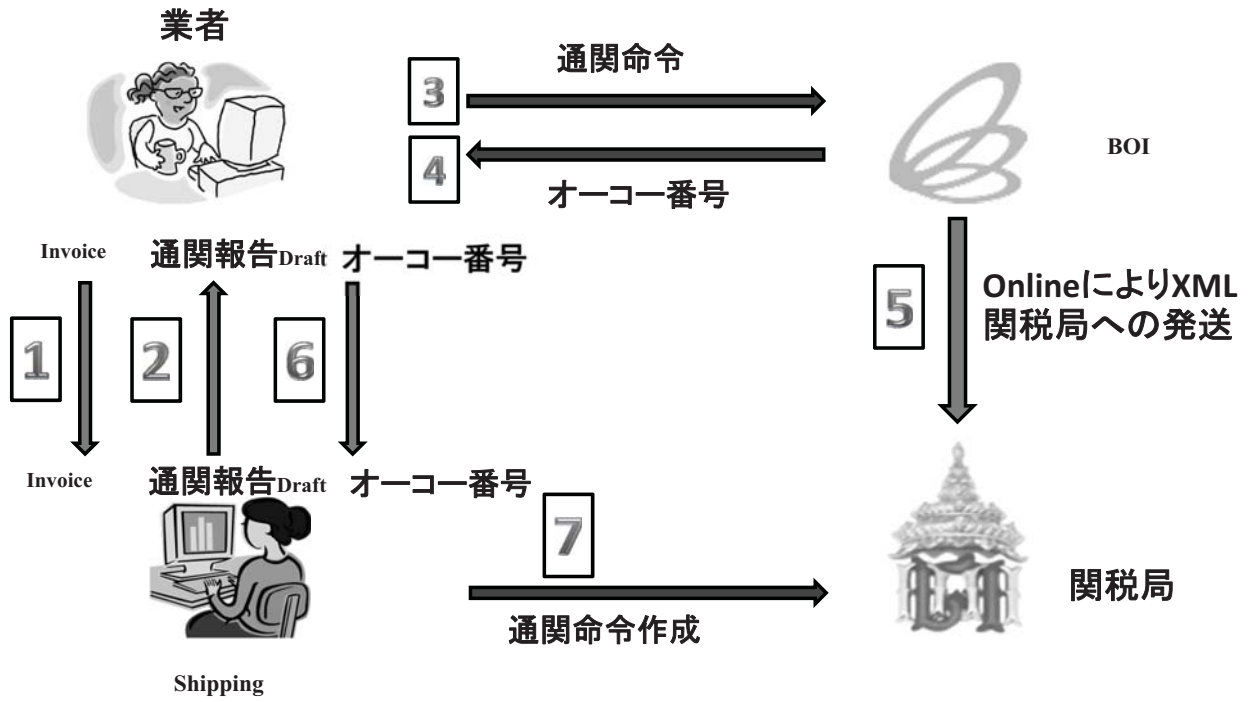
SET, UNIT, PCS, etc

SET

SET

~~UNIT~~

# 手続き



Questions? Comments?